

東京都十六高校対抗水上競技大会大会規約

第一章 総則

- 第一条 本大会は東京都十六高校対抗水上競技大会（略称 十六校大会）と称する。
- 第二条 本規約は、十六校大会の責任機構・役員組織・加盟及び参加規定・脱退及び除名規定並びに、加盟校の義務に関する根本基準などを確立することにより、十六校大会の組織的且つ能率的な運営を行うことを目的とする。
- 第三条 本規約の規定は十六校大会にのみ適用される。
- 第四条 十六校大会加盟校及び関係者（卒業生・顧問を含む）は、本規約及び本規約においてその権限が明記された機関、又は委員の指示に従わなければならない。
- 第五条 本規約の規定は十六校大会加盟校の三分の二以上の賛成があれば変更できる。

第二章 大会機関

- 第六条 本大会に次の機関を置く。
- 一. 顧問会
 - 二. 運営委員会
 - 運営委員
 - 運営総務
 - 三. 競技役員会
- 第七条 顧問会は各加盟校の顧問で構成された機関であり、本大会の主催として大会開催上の責任を負う。
- 第八条 顧問会は、運営委員会の大会運営に対する監督・指導を行う。
- 第九条 本大会における顧問とは、年度毎に提出される所定の書類に署名押印した各校の教諭とする。
- 第十条 顧問会は年に数回、運営委員長の要請によって開催される。また大会運営上重大な問題が発生した際にも同様の方法で要請され臨時に開催される。
- 第十一条 運営委員会は、本大会の開催及び運営に於ける議決機関であると共に、大会運営を務める組織である。
- 第十二条 運営委員会は、運営委員と運営総務選出された運営委員長によって構成される。
- 第十三条 ①運営委員は各加盟校から最低一名選出される
②運営委員は顧問によって当該校の代表としての決定権を認められた人物でなければならない
③運営委員は各校の卒業生を原則とするが、学校の事情に応じて顧問が務めることもできる
④運営委員の任期は年度を基準とする以外特に定めない。また、その再任も妨げない
⑤運営委員が心身の故障等のため職務の遂行に堪えない場合、当該校は速やかに運営委員の交代を運営委員長に通知しなければならない
- 第十四条 運営委員は、以下に掲げる事務を行う。
- 一. 運営委員会の議事についての協議
 - 二. 各校選手・顧問及び卒業生への運営委員会に於ける決定事項・注意事項の伝達
 - 三. 出場・エントリーその他の書類の受け取り
 - 四. 割り振られた競技役員の人事の管理、役員名簿の作成及び提出
 - 五. 本規約の制定又は改廃に関し、運営委員長及び運営総務に意見を申し出ること
 - 六. 大会運営に関し、それぞれの係の仕事に従事することで貢献する運営委員長及び運営総務に意見を申し出ること
 - 七. 前各号に掲げるものを除く他、その権限及び責務に属せしめられた事務
- 第十五条 ①運営委員は運営委員会において学校代表として議題を提案する権利を持つ
その際五月末までに承認されればその年度の十六校大会から適用される
②運営委員は以下に掲げる事項に於いて議決する権利を持つ
- 一. 運営総務の就任
 - 二. 予算審議
 - 三. 新規加盟申請校の加盟申請
 - 四. 前各号に掲げるものを除く他、運営委員会で議決を要する議題

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：11 字, 最初の行：-11 字

- 第十六条 ①運営委員は運営委員会に出席しなければならない。
②運営委員が運営委員会に出席できない場合、代理人をたて、その運営委員会における権限を代理人に委任することができる。但し、その場合、運営委員の署名のある委任状を事前に運営委員長に提出しなければならない。
③運営委員が運営委員会に出席できず、且つ適当な代理人をたてることができない場合は欠席理由を明記した運営委員会欠席届を事前に運営委員長に提出しなければならない。
④やむを得ない理由があつて運営委員会欠席届を提出できなかった場合には、その運営委員会終了後十四日以内にその理由も明記した運営委員会欠席届を、運営委員長に提出しなければならない。
⑤上記のことを怠つた場合は、出場停止・除名、もしくはそれに准ずる罰則の対象となる。
- 第十七条 運営委員会は、十六校大会運営上の実行組織とする。
- 第十八条 ①運営委員会は、運営委員長・副運営委員長・総務および下部役職によって構成される。但し、運営委員長は一名とする。
②運営委員長は9月に選出される。また総務は運営委員の中から選出される。
③副運営委員長は、運営委員長の職務を補佐する。
- 第十九条 運営委員は、大会運営や競技役員及び主任の仕事を担当する。
- 第二十条 運営総務は以下に掲げる事務を行なう。
一. 運営委員会の開催、議事の進行及び議題の提案
二. 運営委員会議事録の作成及び保管
三. 予算の作成と運営委員会への提出及び決算報告
四. 競技役員割り振り及び統括
五. 保険契約の処理
六. 大会参加・エントリーその他の書類の回収、保管及び処理
七. 大会開催に於ける会場・諸設備及び機器の借用手続き
八. 大会競技プログラムの作成
九. 大会要項の作成
十. 新規加盟申請校の審査及び加盟申請の受理
十一. 前各号に定めるものを除く他、その権限及び責務に属せしめられた事務
- 第二十一条 ①運営委員長は運営に関する事務を処理統括し、運営委員会を代表する。
②運営委員長の任期は年度を基準とする以外特に定めない。但し、再任は妨げない。
③運営委員長に事故があつた時、又は運営委員長が欠けた時は副運営委員長がその職務を代理する。
- 第二十二条 ①運営委員会は4月・9月・3月に開催される。但し、運営委員長が必要と判断した場合または加盟校の三分の二以上の要求があつた場合、第十五条二項を決議する場合は臨時に開催することができる。
②運営委員会は加盟校の四分の三以上の出席がなければ、議決することができない。
③運営委員会に於ける議事は、当規約に特別の定めのある場合を除いては、出席している運営委員の三分の二以上の賛成でこれを決する。但し、その議決に於いての投票権は運営委員一名について一票とする。運営委員提案の議事において、提案校は投票権を持たない。
④前各項に掲げるものを除くほか、運営委員会の議事に必要な事項は運営総務が判断する。
- 第二十三条 競技役員会は、加盟校から出される各校の競技役員から構成される機関である。
- 第二十四条 競技役員会に属するものは、競技担当を中心に、各役職の主任と連携し以下に掲げる任務を行う。
一. 十六校大会に於ける、各自に割り振られた仕事
二. 各自の役職に伴う準備・片付け、必要な会合への参加
三. 競技役員会への参加
四. 研修会への参加
五. 前各号に定めるものを除く他、与えられた職務
- 第二十五条 ①競技役員会は競技担当が必要に応じて招集する。
②競技役員は責任を持って競技役員会に出席しなければならない。

第三章 加盟校規定

- 第二十六条 加盟校は以下に掲げる条件を満たさなければならない。
- 一. 校長・顧問が十六校大会について十分に理解を示している
 - 二. 顧問が顧問会に入会する意思を持っている
 - 三. 水泳の実績を使用して入学できない学校
- 第二十七条 ①非加盟校は、校長・顧問の承認がある加盟申請書があれば、いつでも加盟申請を行うことができる。
- ②その年度内に運営委員会で加盟申請を議題として取り上げるのは、四月末までに加盟申請書を提出した場合、それ以降は翌年度とし、その会で加盟申請が認められればその年度の十六校大会より加盟申請校は加盟校として扱われる。
- ③当条項における年度は、第一回運営委員会が行われた時より始まる。
- 第二十八条 加盟申請校は、第二十六条に掲げる要件を満たし、本規約中で確認できる加盟校としての義務を果たす意思を表明し、且つ、以下に掲げる条件を満たさなければ運営委員会の審査を受けられない。
- 一. 校長及び顧問が、加盟申請書に押印している。
 - 二. 運営委員長が事前調査を行い、十六校大会に加盟させるにあたって本大会運営上問題が無いと判断している。
 - 三. 現役・卒業生等の代表者が加盟にあたって運営委員会から喚問を受ける意思と用意がある。
- 第二十九条 加盟申請校は、加盟校の三分の二以上の賛成をもって加盟を認められる。
- 第三十条 加盟校は、脱退届を運営委員長に提出し、受理されれば脱退できる。
- 第三十一条 ①加盟校は、十六校大会の信用を傷つける又は名誉を著しく侵害、もしくは他の事由により十六校大会の健全なる運営を妨げたと運営委員長により判断された場合、運営委員会の協議の後、大会出場停止、除名を含めた厳格な処分を受ける。
- ②大会出場停止及び除名などの処分に関する決議は、加盟校の三分の二以上の賛成を必要とする。
- 第三十二条 加盟校は第二十八条の規定に反した場合、もしくは、第三十一条で定める事由による場合でなければその意に反して除名されることはない。
- 第三十三条 脱退、もしくは除名処分を受けた学校の十六校大会における加盟校としての権利義務は、それ以降全て消滅する。但し、運営総務が存続することが適切だと判断する権利義務についてはその限りではない。
- 第三十四条 ①脱退した学校はいつでも再加盟申請をできる。
- ②脱退した学校は再加盟にあたって、通常の加盟申請と同様の手続きを要する。
- 第三十五条 除名処分を受けた学校は、再加盟にあたって、通常の加盟申請に加えて誓約書を提出しなければ再加盟申請をすることはできない。

第四章 大会出場規定

- 第三十六条 大会出場における当該校の責任は、学校の名のもとに顧問が負う。
- 第三十七条 十六校大会に参加する学校は以下に掲げる条件を満たさなければならない。
- 一. 十六校大会に加盟している
 - 二. 大会参加申込書、並びにその他必要書類を運営委員長に提出し、受理されている
 - 三. 連盟費並びにその他必要とされる金銭を会計に納めている
 - 四. 顧問が十六校大会に引率する
 - 五. 大会当日、運営総務の役員派遣依頼に対してOB・OGの派遣ができる。派遣が不可能な場合は、競技担当に文書を提出し、許可を得なければならない

- 第三十八条 十六校大会に出場する選手及び参加する選手外生徒は以下に掲げる条件を満たさなければならない。
- 一. 十六校大会参加校の水泳部に籍を置いている
 - 二. エントリー時に提出された名簿に必要事項が全て記載されている
 - 三. 選手はその出場種目にエントリーされており、エントリー手続きを終えている
 - 四. 保護者に十六校大会参加の意志を伝え、その許可を受けている
- 第三十九条 第三十八条を満たした生徒の中に留年した生徒がいる場合、以下の扱いになる。
- 一. 同一学年では二度、十六校大会に正選手として出場できない
 - 二. オープン選手としての参加は認める
 - 三. 運営委員長へ報告し、許可を取る必要がある
- 第四十条 十六校大会の出場を辞退する加盟校は、連盟費及び加盟校継続願いを運営委員長に提出しなければならない。
- 第四十一条 ①第三十八条及び第三十九条の規定に従うことができなかった学校は、その年の十六校大会に参加できない。但し、第三十八条四号に関して、顧問が責任能力のある代理人をたてた場合はその限りでない。その場合、代理人の資格は書面で運営委員長に証明しなければならない。
②第三十八条及び第三十九条の規定に故意に従わなかった学校には、第三十二条の規定を運用する。
- 第四十二条 第四十条二項に於ける「故意」についての判断は運営委員長が下す。
- 第四十三条 ある年度に於いて、十六校大会出場規定を満たさなかった学校、もしくは次年度以降十六校大会出場規定を満たしていない生徒は十六校大会に参加する事はできない。
- 第四十四条 本規約の規定に反している学校、もしくは関係者に大会運営・大会出場に関して憂慮すべき特別な理由があり、顧問会・運営委員会ですそれを認める決議がなされた場合にはその決議を本規約の規定よりも尊重する。但し、その決議には加盟校の三分の二以上の賛成を必要とする。
- 第五章 付則
- 第四十五条 本規約は平成26年6月21日より施行する。